

(センター使用欄) 援助番号： —

【受任予定の弁護士の方へ】

この重要事項説明書は、業務方法書第 80 条の 7 第 2 号に定める「法定代理人の同意を得られないことについて相当な理由」がある未成年者用になります。未成年者であっても法定代理人の同意が得られる場合には、本書面ではなく一般の「重要事項説明書（犯罪被害者等代理援助用）」をご利用ください。

重要事項説明書（犯罪被害者等代理援助用）**■はじめに**

この説明書は、犯罪被害者等代理援助に当たり特に重要な事項を記載したものです。犯罪被害者等代理援助の申込みに当たっては、記載事項を必ずご確認ください。ご不明の点があれば、受任予定者（弁護士）に確認してください。犯罪被害者等代理援助は、各種手続等を利用するために必要な費用を支給する制度です。

日本司法支援センター（法テラス）が保有する個人情報、あなたの同意がある場合や法令に基づく場合等を除き、法テラスの業務に必要な範囲内で利用します。

■援助申込み時の注意点**1. 代理援助契約書の作成及び確認**

犯罪被害者等代理援助契約書（以下「契約書」）は、犯罪被害者等代理援助の開始決定（以下「援助開始決定」）を受けたあなたと受任者（弁護士）と法テラスの三者間の関係を定めるものです。内容をよく確認した上で、署名・捺印してください。また、当該契約書の写しを受任者から受け取り、本書面の写し及び援助開始決定後にお渡しする決定書とともに大切に保管してください。

2. 委任する事務について

犯罪被害者等代理援助契約（以下「代理援助契約」）に基づく受任者の事務処理は、受任者の責任において行われるものであり、法テラスは当該事務処理について責任を負いません。

援助開始決定では、あなたが委任する事務の内容は特定しません。具体的な委任事務の内容については、受任者と話し合ってください。

3. 契約の効力の発生時期

代理援助契約は、法テラスが援助開始決定をした時点で成立します。契約書等を作成又は提出しただけでは代理援助契約は成立しませんので、ご注意ください。

なお、成立した代理援助契約の効力は、法テラスが犯罪被害者等代理援助申込書を受理した日（ファックスの送信により申込みがなされ、かつ、これを送信した日が明らかであると

きは、送信日)に遡って生じます。

■事務処理中の注意点

1. 条件の遵守

契約書や援助開始決定等において定められた援助の条件を遵守してください。条件が遵守されない場合には、代理援助契約が解除されることがあります。

2. 費用負担について

法テラスは、弁護士費用（成果報酬を除く。）のほか、援助案件に応じて、裁判所に納付する印紙、鑑定費用、記録謄写費用、通訳費用など裁判手続等を進めるために必要な実費の援助を行います（法テラスが援助する実費には限度額があります。）。

3. 受任者との関係

- ① 受任者の事務処理に疑問があり、受任者と話し合っても疑問が解消されないときは、地方事務所に相談してください。
- ② 法テラスの承認なく、受任者を解任することはできません。
- ③ 法テラスは、受任者の職務の独立性に配慮する必要があるため、受任者の事務処理方法等を直接指導することはできませんが、①のご相談を受けた場合、所定の手続を経て、代理援助契約の解除を決定したり、法テラスから受任者に対し、法テラスとの基本契約の停止、解除等の措置をとることがあります。

4. 氏名、住所等の変更

- ① 終結の決定及び精算が終了するまでの間に、氏名・住所・電話番号等の変更があったときは、必ず地方事務所にご連絡ください。変更のご連絡がなかったことを理由に、代理援助契約が解除されるなどの不利益が生じたとしても、法テラスは責任を負いません。
- ② 現住所宛ての郵送に支障があり、現住所以外の連絡先宛てに郵送を希望する場合であっても、ご希望の連絡先においてあなた宛ての郵送物の受取を拒否されたときや、宛先不明等により郵送物が返送されたときは、以後、現住所宛てに郵送することがあります。

■援助の終結

1. 終結決定で定める事項

- ① 通常報酬及び実費の額は、受任者が行った事務の内容、性質等に応じて法テラスが決定します（同決定に基づき、法テラスは受任者に通常報酬及び実費を支払います。）。なお、法テラスが決定した実費と、実際の支出額との精算は行いません。
- ② 法テラスは、あなたが本案件に関して金銭等を入手した場合であっても、成果報酬を決定しません。なお、あなたと受任者との間で、成果報酬について、代理援助契約とは別途の合意をすることを妨げるものではありません。
- ③ 通常報酬及び実費については、法テラスが援助を受けるあなた自身にご負担いただく決定（以下「本人負担決定」）を行うことはありません。

■ 契約の解除・新たな援助を不可とする場合等について

1. 次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、原則、新たな援助は行わず、進行中の案件については代理援助契約を解除することがあります。
 - ① 法テラス（職員を含む。）や受任者に対して暴行・脅迫等の業務妨害を行った場合
 - ② 正当な理由なく本人負担決定に従わなかった場合
2. 法テラスの事務処理や受任者の活動予定にも関わる事情でもあるため、受任者及び他の援助案件の受任予定者にあなたの利用状況等をお知らせすることがあります。

■ 不服の申立て

法テラスの決定に不服のある場合には、不服の申立てをすることができます。不服申立てをするときは、決定書が届いたときから 30 日以内に、地方事務所に対し、不服申立書を提出してください。

なお、法テラスが普通郵便で決定書を発送したときは、発送した日の翌々日（翌々日が日曜、祝日又は国民の休日であるときは、その後の最初の平日）に、決定書があなたに届いたものとみなされます。

※ 本制度に関する各規程は、法テラスのウェブサイトに掲載されています。

受任予定者から、上記内容について説明を受けました。内容を理解・承諾した上で、犯罪被害者等代理援助を申し込みます。

年 月 日 氏名 印

※本書面に署名・捺印の上、受任予定者に提出し、その写しをお受け取りください。